

大司発第 359 号
平成 25 年 7 月 2 日

会 員 各 位

大阪司法書士会
会 長 中 谷 豊 重

成年被後見人の選挙権行使における成年後見人の対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月 30 日に施行されました。

この法律により、公職選挙法から成年被後見人に係る選挙権及び被選挙権の欠格条項が削除されました。

また、「代理投票」制度の利用要件の改正など、成年被後見人の選挙権回復に伴う制度の改正がなされています。

つきましては、成年被後見人の選挙権行使における成年後見人の対応について、別紙のとおり指針を作成いたしましたので、成年後見人に就任しておられる会員におかれましては、成年被後見人の権利行使につきご留意くださるようお知らせいたします。

成年被後見人の選挙権行使における成年後見人の対応について（指針）

- 1 成年後見人は、成年被後見人に対し、実施される選挙に関して、選挙権の行使が可能であることを告知する。
- 2 成年後見人は、成年被後見人が選挙権行使の意思を表明した場合、利用できる選挙制度を検討し、必要な手配を行うなど成年被後見人が投票を円滑に行えるよう努める。
- 3 成年後見人は、自らが支持する政党名や候補者名を告げたり、自らの支持、不支持に関係なく全ての政党や候補者に関して感想や評価を告げるなど、成年被後見人の投票行動に影響を与える行動をしない。

以上

「成年被後見人の選挙権行使における成年後見人の対応について（指針）」の
補足説明書

1 成年被後見人の投票意思の確認について

成年被後見人の投票意思が明確に確認できない場合や、成年被後見人が実際の投票行動において消極的な態度を示した場合は、成年後見人は、必要以上に投票行動を誘導することのないよう注意してください。

2 利用できる選挙制度と事前手配について

(1) 投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない選挙人のための「代理投票制度」が改正され、成年被後見人も利用することができます（公職選挙法第48条）。

(2) 成年被後見人の要介護状態区分が「要介護5」である場合は、「郵便等による不在者投票制度」が利用できます（公職選挙法第49条2項）。この制度を利用するにはあらかじめ申請手続が必要です。なお、この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで一定の障害がある方も利用ができます。

(3) 「郵便等による不在者投票制度」が利用できる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない場合には、「郵便等による不在者投票における代理記載制度」があります（公職選挙法第49条3項）。この制度の利用にもあらかじめ申請手続が必要です。

(4) 成年後見人は、事前に成年被後見人の予定を確認し、投票日当日に他の予定がある場合は、期日前投票制度の利用を検討してください。

(5) 成年被後見人が投票所まで移動することが困難な場合は、成年後見人は、事前に介護タクシー、介助ヘルパーなどの福祉提供事業者と契約するなどして、移動手段、介助者、付添人の確保に努めてください。

(6) 近時に転居したなどの理由により、成年被後見人の住民票上の住所と現在の居所が異なる場合は、成年後見人は、投票用紙引換券の送付先を確認するとともに、選挙管理委員会に問い合わせるなどして、成年被後見人の投票方法について事前に確認してください。

(7) 法改正に伴い、成年被後見人が利用できる制度、投票所等における具体的な対応方法についても順次整備されるものと思われます。成年後見人は、成年被後見人の円滑な選挙権行使のため、これらの情報収集に努めてください。

以上